

## 次世代育児支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標 ① : 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除などの制度の周知や情報提供を行う。

< 対策 >

1. 休業前オリエンテーション

目標 ② : 病児保育を利用し、仕事と育児の両立を支援する。

< 対策 >

1. 院内託児所 365 日運営
2. 外部の病児保育を利用する際の、費用を負担
3. 外部の病児保育を利用する際の、出勤時間の設置

目標 ③ : 所定外労働時間を削減するための施策の徹底。

< 対策 >

1. 毎月の時間外労働の把握・分析
2. 変形労働時間の導入
4. 管理職への意識改革
5. 現場での雰囲気づくり

目標 ④ : 年次有給休暇取得の推進。

< 対策 >

1. 休暇取得状況の把握・見える化
2. 計画的な取得に向けての管理職員の意識改革